

<報道発表資料>

カテゴリー: 県政一般

令和5年12月22日

産業廃棄物処理業者の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第14条の3の2第1項の規定に基づき、島田建設株式会社の産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消しました。

1 処分対象者

名称：島田建設株式会社

代表者：代表取締役 島田 敏郎

所在地：埼玉県富士見市大字東大久保309番地

許可の内容：産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）

許可番号：01100156130

2 処分内容

法第14条の3の2第1項第1号の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業（積替え保管を除く。）の許可取消処分

3 処分年月日

令和5年12月22日

4 処分理由

島田建設株式会社は、法第16条（投棄禁止）に違反したことにより令和5年7月25日に罰金刑が確定した。

このことは、法第14条の3の2第1項第1号に該当する。